



AA通信

2011年(平成23年)4月1日 《号外》

東京都渋谷区代々木2丁目23番1号
ニューステイトメナー833号室 (〒151-0053)
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301
E-mail : info@asset-adv.co.jp
ホームページ: <http://www.asset-adv.co.jp/>



アセットアドバイザー 検索

東日本大地震により、
亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、
被災された皆さまに対しまして心よりお見舞い申し上げます。
また、被災地の一日も早い復興をご祈念申し上げます。



◇ 義援金の送金は郵便局で

多くの皆さまが震災義援金の募金活動をされている
ことと思います。一定の要件を満たした寄付行為は、
寄付金控除が受けられます。残念ながら、街頭の募金
箱に、直接現金を入れるような場合には受けることが
出来ませんが、納税者が、国や地方公共団体や、特
定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した
場合には、所得控除を受けることができます。例えば
日本赤十字社は「特定公益増進法人など」に該当しま
すので、控除対象となります。確定申告の際に寄付を
証明する領収証等を添付して手続きをしますが、郵便
局で送金した場合と、銀行などで送金した場合とは、
対応が異なります。郵便局からの場合は、送金時に

受領する振込票の半券が領収証と
なりますが、銀行の場合は、日本赤
十字社から改めて領収証を取り寄
せる必要があります。今は領収証
の発送に相当時間がかかると思わ
れますので、郵便局がお勧めです。

◇ 被災地では預金引出問題が

被災地では、通帳や印鑑があっ
ても、相続人の特定や、遺産分割協
議書の作成が出来ずに、預貯金が
引き出せず、日々の生活費に困る
ケースが多くなっています。改めて
公正証書遺言や執行人特定の必要
性が、認識されると思います。

最後に…、笑顔で頑張りましょう！



多くの皆さまが、被災地の復興
を願い、日々何かしらの支援活動
をされていることと思います。

皆さまの復興支援に、少しでも
役立てばと思い、AA通信《号外》
を作成いたしました。

◇ 無料の復興支援ポスター

多くのデザイナーの復興支援ポ
スターが無料配布されています。
被災していない私も、勇気を貰う
ことができました。(掲示した3枚も
こちらから頂戴しました。)

『復興支援ポスター配布サイト』

<http://pstr.jp/site/index>

◇ 夏の計画停電に備える

計画停電では多くの不満を耳にします。計画が解り難い、実施の不明・
不公平が主な原因ですが、防犯の観点では、犯罪者にもいつ・どこで停
電があるか解らないという効果があります。カリフォルニアでも2001年に
実施されましたが、犯罪準備ができないよう事前に停電する地域・時間帯
は一切公表されなかったそうです。さて、この夏には23区内でも計画停電
が実施されると予想します。会社の業務停止、高温の満員電車、高層ビル
での登山など、甚大な影響が想定されます。企業でも準備が必要です。

がんばって仕事して、
募金して、外食して、買い物して、
国内旅行に行つて、お土産も買って、
劇場やライブハウスにも行って、
またバリバリ仕事して、
お給料もらって、もっかい募金して、
みんなで日本を元気にしよう。

経済を回そう！



2011 東日本大震災

☆☆☆ お知らせ ☆☆☆ (株)アセット・アドバイザーでは、『毎月第三土曜日に無料相談会』を開催しています。「土地建物」や「相続対策」でお困りの方、是非、ご活用下さい。次回は4月16日。時間は午前10時から午後4時まで、ご予約のうえお越し下さい。